

# 児童手当を受給している方は 現況届けを忘れずに

現在、児童手当を受給している方は、現況届を提出しなければなりません。

該当される方に対しては、市より現況届出用紙を送付しますので、提出期限までに提出してください。

現況届出用紙が提出されないと、引き続き受給資格があっても6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意願います。

**提出期限 6月9日(水)～25日(金)**

## 児童手当制度のご案内

昨年まで児童手当は義務教育就学前いわゆる小学校入学前の子どもを養育している方に支給していました。

今年度からは、その対象が義務教育就学前から小学校第3学年終了前まで引き上げられる予定です。(「児童手当法の一部を改正する法律案」により)

◎なお対象となる子どもがいて受給されていない方は、認定請求の手続きをしてください。

受給にあたっては以下の点について注意願います。

- 所得が一定額以上の場合、所得制限により児童手当は支給されません。
- 現在、所得制限等で児童手当を受けていない方、また認定請求をしていない方は、申請の翌月からの支給となります。
- 公務員の方は、勤務先での手続きとなります。



## 認定請求、現況届に必要な書類

①厚生年金加入者については、「年金加入証明書」(勤務先からの証明が必要です)

②平成16年1月1日以降に紋別市に転入した世帯の方については、前住地の市区町村役場発行の「児童手当用所得証明書」

※認定請求の手続きをされる方～必要な書類は社会福祉課及び上渚滑支所、渚滑出張所に用意しています。



- 認定請求、現況届の提出先  
社会福祉課児童家庭係・上渚滑支所・渚滑出張所
- 問合せ先  
社会福祉課児童家庭係 ☎④ 2111 内線 446 番まで

